

地方独立行政法人市立大津市民病院連帯保証人代行に関する仕様書（保証料病院負担型）

1 契約期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

2 実施場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号 地方独立行政法人市立大津市民病院

3 保証概要

市立大津市民病院（以下、「当院」という。）への入院日が契約期間内である患者のうち、入院誓約書にて、受託者を連帯保証人とする保証委託契約に申し込む意思表示をした者（以下、「契約患者」という。）について、受託者は契約患者と連帯して入院料を保証するものとし、契約患者が当院からの入院料に係る請求書交付後3ヶ月以内、又は退院後3ヶ月以内に入院料を支払わなかった場合、未払い入院料に係る当院からの請求に基づき、下記の限度額の範囲内で代位弁済するものとする。

4 保証範囲

- | | |
|-------------|---|
| (1) 保証対象者 | 契約患者（入院誓約書にて、受託者を連帯保証人とする保証委託契約に申し込む意思表示をした者） |
| (2) 保証期間 | 1 入院（入院日から退院日まで。ただし、契約期間内の入院に限る。） |
| (3) 保証限度額 | 1 請求あたり 1,000,000 円
※1名あたりの1入院を「1請求」とする。月跨ぎの入院の場合は、1ヶ月ごとに「1請求」とする。 |
| (4) 保証内訳 | ①入院費用における診療報酬の自己負担分
・ 公的医療保険対象者 公的保険の自己負担分
・ 公的医療保険対象外 全額
②入院費用実費負担分（差額ベッド代、食事代、おむつ代等） |
| (5) 保証料 | 当院負担 |
| (6) 代位弁済限度額 | 6,069,000円（別紙で示す年間未収見込額に1.2を乗じた額） |

5 保証料の算定

契約期間中の保証料は、別紙で示す当院の令和5年10月から令和6年3月までの未収金額に基づき、当院が算出する年間未収見込額に保証料率を乗じた額とする。

6 保証料の支払い

受託者は、5で定める保証料を11分割し、契約開始日の属する月の翌月以降、毎月末日までに保証料の支払請求書を当院に提出するものとする。

7 代位弁済請求

- (1) 当院が代位弁済請求を行う際、必要書類を受託者に提出するものとする。
- (2) 請求日については、原則、契約患者に請求書を発行後、又は退院後3ヶ月を超えた日を基準とするが、その日を経過した場合の請求も可能とすること。
- (3) 代位弁済請求権は、契約期間終了後、少なくとも6ヶ月間保証すること。
- (4) 受託者は、当院から代位弁済請求を受けた場合、速やかに債務保証を行うこと。

8 患者への配慮等

- (1) 受託者は、当院の代理人として良識のある行動と善良なる態度で業務を実施するものとし、契約患者及び利害関係人その他から、苦情等が出されないよう注意を払うこと。
- (2) 受託者は、代位弁済金に係る契約患者への返済請求に関し、契約患者から担保・抵当等の提供を求めないこと。
- (3) 契約患者が分割返済を求めた場合は、返済資力に応じて分割返済を認めること。
- (4) 返済に係る手数料を別途請求する場合、その額は患者にとって過度の負担にならない額とすること。
- (5) 契約患者が不利益にならないよう十分に配慮するとともに、過度な督促行為は行わないこと。
- (6) 契約患者及び第三者からの苦情については、受託者において対応すること。また、苦情の内容及びその対応については、記録するとともに当院に速やかに報告すること。
- (7) 受託者の故意又は過失により当院、契約患者及び第三者に損害を与えた場合には、直ちに当院に報告すること。

9 督促体制

- (1) 医療未収金回収専門の部署を設置すること。
- (2) 契約患者に対する返済請求等は、受託者のみが実施すること。

10 債権保全

本業務の安全・安定な運用のため、受託者は損害保険会社に保険をかけること。

11 完了報告

保証債務の履行が完了した時は、代位弁済した旨を速やかに文書で通知すること。

12 制度導入に係る説明

受託者は、制度を導入するにあたり、予め当院の職員に対し、その運用方法等について、少なくとも2回の説明会を実施すること。

13 その他の留意事項

(1) 法令の遵守

業務の実施にあたっては、この仕様書に定めるほか、諸法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法を遵守し、厳密かつ適正に行うこと。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また契約解除及び契約期間満了後も同様とする。